

○農務省、厚生労働省、
○農林水産省、経済産業省、告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年十二月大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。
平成二十九年三月三十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
○特定事業者責任比率（平成八年十二月大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省告示第七号）（抄）

改 正 後		改 正 前	
特定分別基準適合物	特定事業者責任比率	特定分別基準適合物	特定事業者責任比率
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九五	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九六

厚生労働大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成
環境大臣 山本 公一

規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八六	規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八六
規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九一	規則第四条第三号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九二
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九九	規則第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九九
規則第五条第五号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の一〇〇	規則第五条第五号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の一〇〇
規則第六条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九九	規則第六条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九九